

吹田貨物ターミナル駅（仮称）建設事業の着手合意協定書

大阪府、吹田市及び摂津市は、平成11年1月20日付けで締結した「梅田貨物駅の吹田操車場跡地への移転計画に関する基本協定書」に基づき、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「鉄道・運輸機構」という。）及び日本貨物鉄道株式会社（以下「JR貨物」という。）と梅田貨物駅機能の吹田操車場跡地への移転計画に関して協議した結果、次のとおり協定し、吹田貨物ターミナル駅（仮称）（以下「吹田貨物駅」という。）建設事業の着手に合意する。

（貨物取扱量等）

第1条 吹田貨物駅を始発又は終着とする貨物列車の年間貨物取扱量は、中継貨物の取扱量を除きコンテナ輸送とピギーバック輸送とを合わせて100万トン以内、かつ、梅田貨物駅機能の約半分とし、次に掲げる方策により実効性を確保する。

- (1) 鉄道・運輸機構及びJR貨物は、吹田貨物駅と百済駅において、梅田貨物駅機能の移転を同時に行う。
- (2) 鉄道・運輸機構及びJR貨物は、吹田市及び摂津市（以下「両市」という。）と協議を行い、吹田貨物駅開業時において、梅田貨物駅に発着する1日当たりの貨物列車24本を吹田貨物駅と百済駅へ最大12本ずつ移転させ、その貨物量が均衡するよう計画する。
- (3) 吹田貨物駅を始発又は終着とする貨物列車の1日当たりの列車本数は、現在休止中のピギー列車が運行される場合も含め12本以内とする。なお、車両編成におけるコンテナ貨車両数は26両以内とする。
- 2 両市及びJR貨物は、開業後の具体的な課題について継続的に協議調整するため、「吹田貨物ターミナル駅（仮称）調整会議の設置に関する覚書」を締結し、吹田貨物ターミナル駅（仮称）調整会議（以下「調整会議」という。）を設ける。
- 3 JR貨物は、吹田貨物駅開業時において、中継貨物の取扱量が年間45万トン以内となるよう計画し、これを遵守するとともに、調整会議において前年度の中継貨物の取扱い実績を資料に基づき報告する。
- 4 JR貨物は、吹田貨物駅開業後の梅田貨物駅機能の約半分相当の貨物が、大阪貨物ターミナル駅に移転されていないことを示すため、吹田貨物駅、百済駅、大阪貨物ターミナル駅及び安治川口駅（以下「関係各駅」という。）の取扱量の実績値・傾向値を調整会議に報告する。ただし、これら実績値・傾向値に顕著な差がある場合は、調整会議において協議し、必要に応じ次年度の貨物取扱計画に反映するなどの是正を図る。
- 5 吹田貨物駅の施設は、別添図-1を基本とし、同施設の改修等を行う場合、JR貨物は、事前に調整会議に報告する。

（貨物専用道路）

第2条 鉄道・運輸機構が整備する吹田貨物駅の貨物専用道路は、別添図-2の位置及び構造を基本とする。

- 2 JR貨物は、貨物専用道路を通行する貨物関連自動車の通行台数について、次の方法で利用運送事業者と調整し、これを遵守する。
 - (1) 貨物関連自動車の通行台数については、貨物専用道路出入り口に計数器を設置し、常時計測する。
 - (2) 貨物関連自動車の通行台数については、1日当たり往復1,000台以内となるよう計画するとともに、1日当たり往復1,000台を超えることがないように、毎営業日の朝、利用運送事業者を確認し、状況に応じて集配計画の調整（集配日の変更等）を行う。また、これらの状況について調整会議に報告する。
- 3 鉄道・運輸機構及びJR貨物は、貨物専用道路付近の都市計画道路十三高槻線との交差点部について、次の趣旨を踏まえて道路管理者及び交通管理者と協議を進め、その指示に基づいて対応する。
 - (1) 鉄道・運輸機構は、吹田貨物駅開業時において、信号機の設置や交通規制により貨物専用道路を出る大型車が左折できないシステムの実現に向け、大阪府及び吹田市と連携し、大阪府警本部への要請及び協議を行う。
 - (2) 吹田貨物駅開業時に当該交差点部に信号機の設置が行われていない場合は、JR貨物が、当該交差点部にガードマンを配置し、運行経路を利用運送事業者に遵守させる。ただし、ガードマンを配置する場合の配置期間は、運行経路の遵守が確認できるまでの必要な期間とする。
- 4 JR貨物は、利用運送事業者との間において締結する「駅構内及びコンテナの使用に関する基本協定の附帯条項」において、別表に掲げる内容を記載し、両市に届け出るものとする。

（環境対策）

- 第3条 鉄道・運輸機構及びJR貨物は、「吹田貨物ターミナル駅（仮称）建設事業に係る環境影響評価書」、「吹田貨物ターミナル駅（仮称）建設事業に係る環境影響評価報告書」に記載した環境の保全のための措置を確実に実施する。
- 2 鉄道・運輸機構は、貨物専用道路出入口付近等の道路改良について、大阪府及び吹田市と協議を行い実施する。
 - 3 鉄道・運輸機構は、吹田貨物駅開業後1年間については、吹田市環境影響評価条例に基づく事後監視を実施する。
 - 4 鉄道・運輸機構及びJR貨物は、緑地について、別添図-3を基本に必要な面積等を確保する。

（まちづくり可能用地）

- 第4条 吹田市域のまちづくり可能用地は、鉄道・運輸機構用地約7.1ヘクタール、JR貨物用地約4.9ヘクタール及び緩衝緑地帯用地約2.4ヘクタールの合計約14.4ヘクタールとする。
- 2 摂津市域のまちづくり可能用地は、鉄道・運輸機構用地約6.5ヘクタール、JR貨物用地約1.2ヘクタール及び緩衝緑地帯用地約0.9ヘクタールの合計約8.6ヘクタールとする。

- 3 上り貨物線、道水路等の位置の精査、緑地の詳細設計等により吹田市域又は摂津市域のまちづくり可能用地に変更が生じた場合は、別途協議する。
- 4 両市は、吹田貨物駅の開業までにまちづくり可能用地でのまちづくり計画を策定する。
- 5 鉄道・運輸機構及びＪＲ貨物は、前項のまちづくり計画に基づき、まちづくり可能用地での良好なまちづくり事業が円滑に推進できるよう可能な限り次に掲げる協力を行う。
 - (1) 土地区画整理事業による場合は、当該事業が成立するよう協力する。
 - (2) 前項のまちづくり計画において、吹田貨物駅開業後１年以内に、両市が取得を予定することと定めた範囲の土地については両市が購入するものとし、当該計画に基づき両市に売却する場合の価格は、近傍類似地価水準を参考として、両市が策定するまちづくり計画の実現に資する価格とする。
 - (3) 前号に掲げる土地以外の土地については、良好なまちづくりの促進を考慮して、吹田貨物駅開業後１年以内は、大阪府及び両市の同意を得ることなく土地の分割及び第三者への譲渡を行わない。
 - (4) 前３号に掲げるもののほか、まちづくり可能用地における諸課題についても必要な協力を行う。

(南北分断の解消)

第５条 鉄道・運輸機構は、岸辺駅の橋上化及び南北自由通路の建設に関して、関係機関と詳細な協議を行い、吹田貨物駅開業時までには整備する。

(住民説明)

第６条 鉄道・運輸機構は、工事着手後に行う吹田貨物駅の建設工事に関する工事工程等の説明について、両市の指導の下に地元関係者に対して誠意をもって十分に説明を行い、理解を求める。

(その他)

第７条 鉄道・運輸機構及びＪＲ貨物は、両市と個別の課題解決に向けた協議及び調整を行う。

２ この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、大阪府、吹田市、摂津市、鉄道・運輸機構及びＪＲ貨物が協議の上、これを定める。

この協定の締結を証するため、本書５通を作成し、各自記名押印の上、各１通を保有する。

平成１８年（２００６年）２月１０日

大 阪 府

代表者 大阪府知事 齊 藤 房 江

吹 田 市

代表者 吹田市市長 阪 口 善 雄

摂 津 市

代表者 摂津市長 森 山 一 正

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

国鉄清算事業本部長

代 表 理 事 馬 場 耕 一

日本貨物鉄道株式会社

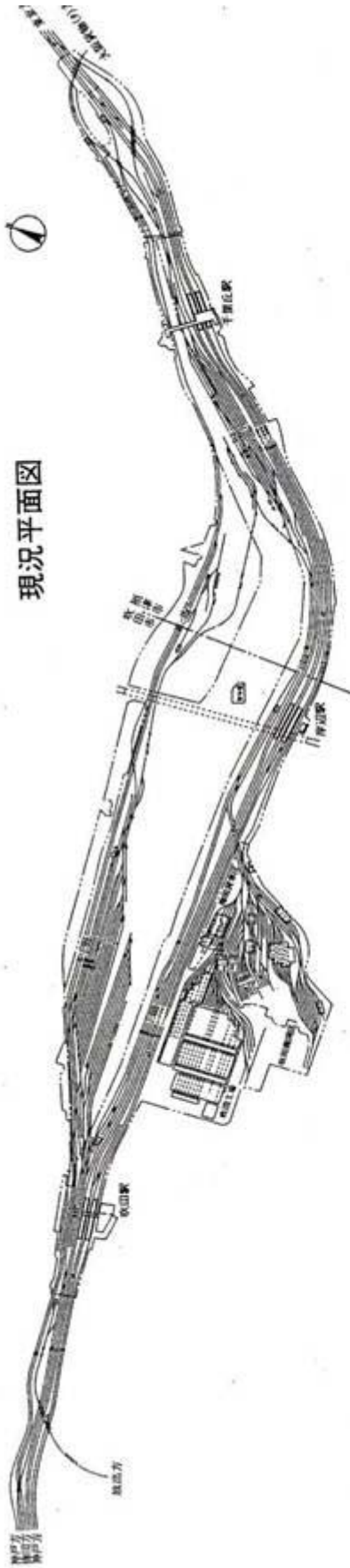
代表取締役社長 伊 藤 直 彦

< 別表 >

「駅構内及びコンテナの使用に関する基本協定の附帯条項」記載内容

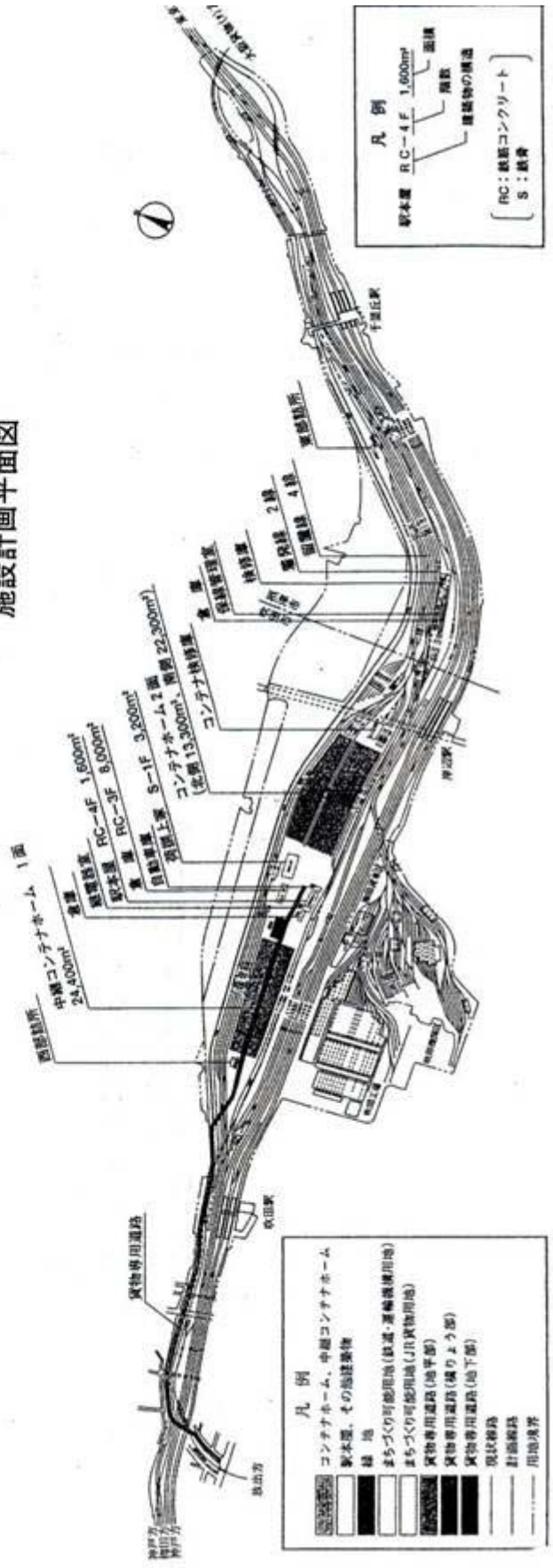
記 載 項 目	記 載 内 容
貨物関連自動車の運行経路	利用運送事業者は、吹田貨物ターミナル駅に出入りする貨物関連自動車について、一般国道423号(新御堂筋)から都市計画道路庄内新庄線、新大吹橋、都市計画道路十三高槻線及び貨物専用道路を経由して、吹田貨物ターミナル駅に至る運行経路を基本とし、遵守するものとする。
貨物関連自動車の運行台数	JR貨物と利用運送事業者は、吹田貨物ターミナル駅に出入りする貨物関連自動車について、その総数が1日当たり往復1,000台以内となるように調整を行うものとする。
夜間走行に対する配慮	利用運送事業者は、夜間に貨物専用道路を走行するときは、環境に配慮する観点から、静かに走行するように教育及び指導を行うとともに、可能な限り夜間の走行台数を減らすよう配慮するものとする。
罰則規定	JR貨物は、利用運送事業者が協定に違反した場合は、是正措置を求めるとともに当該違反車両を一定期間駅構内への出入りをさせないものとする。

吹田貨物駅施設設計画平面図



現況平面図

施設設計画平面図



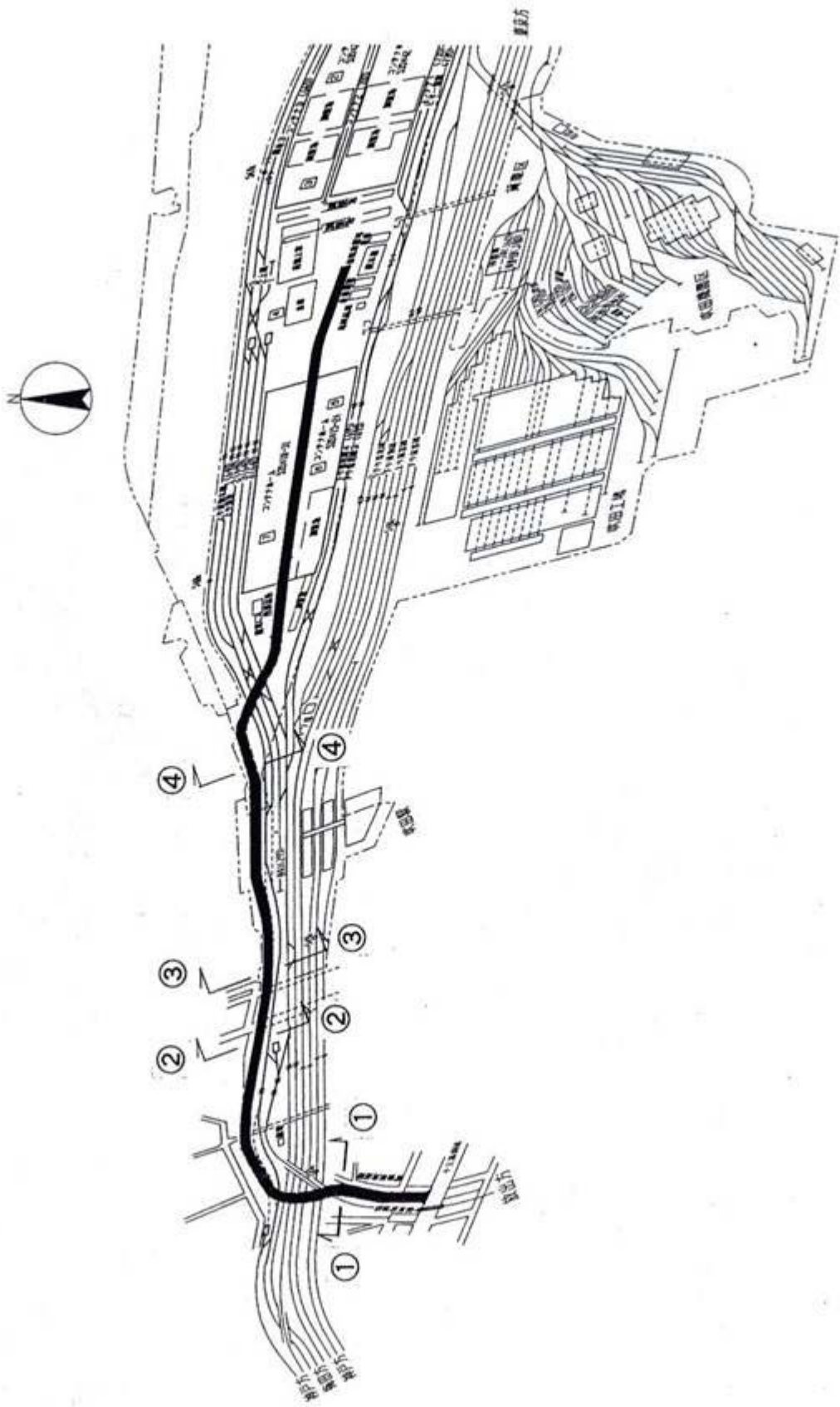
凡例

	コンテナホーム、中継コンテナホーム
	駅本屋、その他建築物
	緑地
	まわづくり可能用地(鉄道・運輸関係用地)
	まわづくり可能用地(汎貨物用地)
	貨物専用道路(地上部)
	貨物専用道路(地下部)
	現行線路
	計画線路
	用地境界

凡例

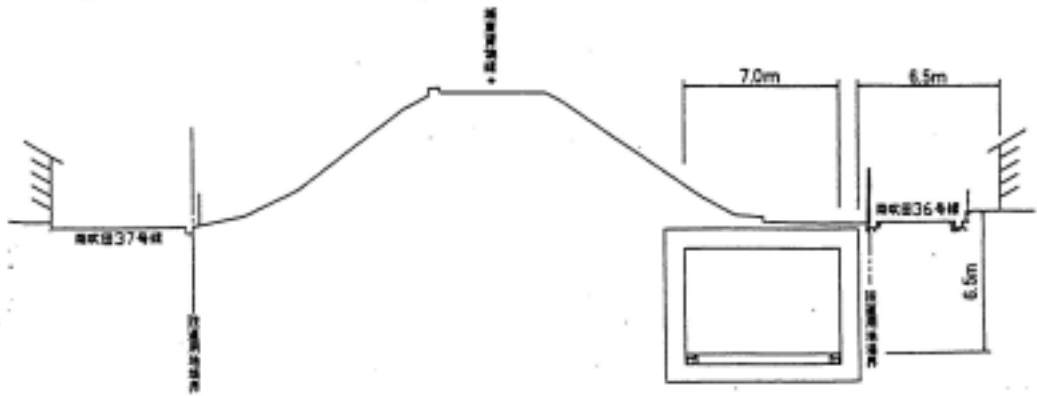
	駅本屋 RC-4F 1,600㎡
	倉庫
	面積
	間隔
	種別物の構造
	RC: 鉄筋コンクリート
	S: 鉄骨

貨物専用道路計画平面図

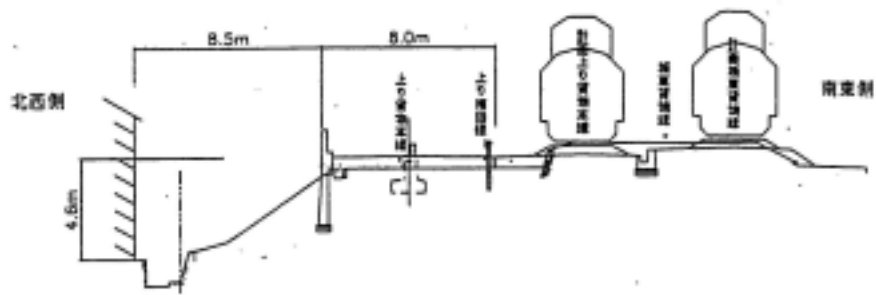


貨物専用道路計画横断面図

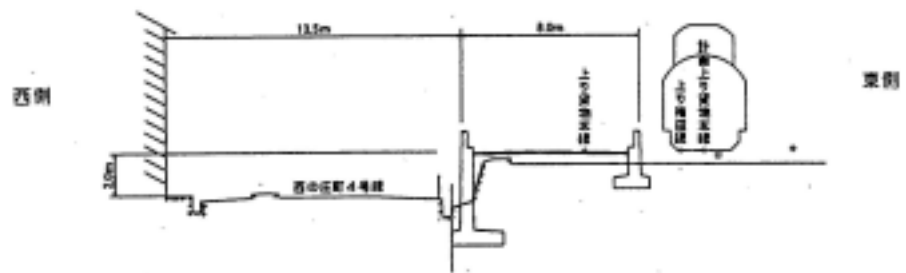
① - ① 断面



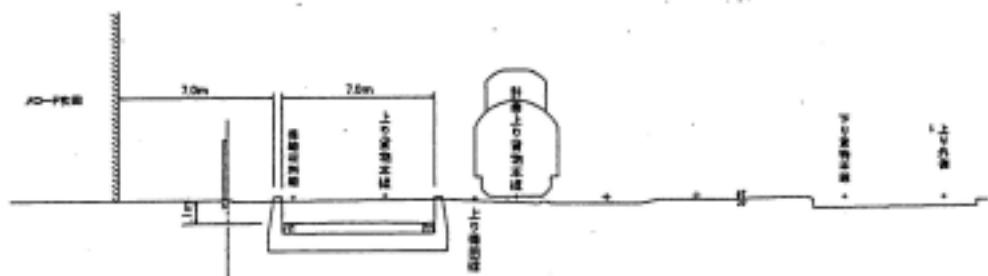
② - ② 断面



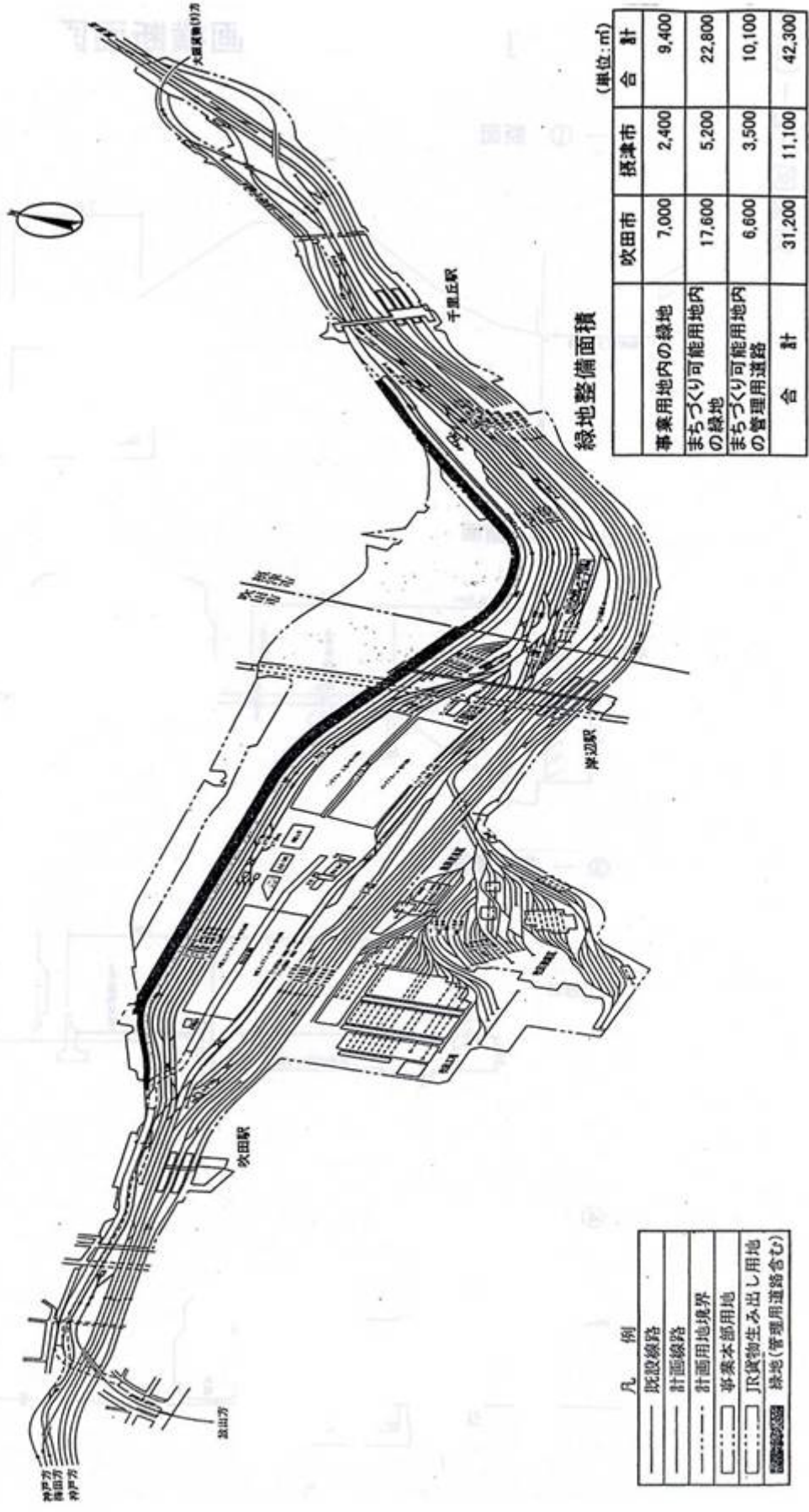
③ - ③ 断面



④ - ④ 断面



吹田貨物駅緑地整備計画平面図



凡 例

——	既設線路
——	計画線路
---	計画用地境界
□	事業本部用地
□	JR貨物生み出し用地
□	緑地(管理用道路含む)

緑地整備面積

(単位: m²)

	吹田市	摂津市	合 計
事業用地内の緑地	7,000	2,400	9,400
まちづくり可能用地内の緑地	17,600	5,200	22,800
まちづくり可能用地内の管理用道路	6,600	3,500	10,100
合 計	31,200	11,100	42,300